

車椅子業務と遺失物業業務の混同が解消！！

現場で声を出すことと、声をもとにした申し入れの相乗効果だ！

東京駅営業三科において、5月3日と4日に限り乗客（車椅子）担当社員が遺失物担当の「日勤2」勤務に指定され、遺失物業業務と乗客（車椅子）業務を一勤務で兼務するという作業指示の問題で、新幹線地本は4月30日に緊急申し入れを行いました。

職場で労組の垣根を越えた抗議を展開！

同時に、現場ではJR東海労組合員労と他労組の組合員が管理者に対して、「そのような勤務指定はおかしい！」「兼務はやめろ！」と抗議をしました。

その結果、3日の日勤は乗客（車椅子）業務のみに、4日の日勤は遺失物担当のみに従事するということになりました。会社の一方的な使い勝手により一勤務で異なった二つの業務を兼任させるという思惑は頓挫しました。

休憩時間内における電話での起床確認を解消させる！！

また5月1日より泊まり勤務の乗客担当社員は、朝起床後に休憩時間中にも関わらず東京駅内勤へ確認の電話を入れ、さらに勤務開始5分前に内勤へ立ち寄ることを作業指示とされた問題では、電話による起床確認が解消されました。しかし、内勤へ立ち寄るといったものは残っており、今後も解消に向けて取り組んでいきます。

労働強化を許さない為に、職場で声を出そう！！